

動物用医薬品製造業許可証

氏名又は
名 称 ワクチノーバ株式会社

製造所の
所 在 地 栃木県日光市小倉82-1

製造所の
名 称 ワクチノーバ株式会社 栃木ラボラトリ

許 可 の
区 分 動物用医薬品等取締規則第12条第1項第1号の区分
動物用医薬品等取締規則第12条第1項第2号の区分

許 可 の
有効期間 令和3年7月1日から
令和8年6月30日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定により許可を受けた動物用医薬品の製造業者であることを証する。

農林水産大臣 野上 浩太郎